

ワクチン接種に係る支援策について (2)

【新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金】

◆ 個別接種促進のための追加支援策(①～③)

①「診療所」における接種回数の上上げ 【当面継続】

- ・週100回以上の接種を7月末まで/8・9月/10・11月に4週間以上行う場合 ⇒ +2,000円/回
- ・週150回以上の接種を7月末まで/8・9月/10・11月に4週間以上行う場合 ⇒ +3,000円/回

②接種施設数の増加(診療所・病院共通) 【当面継続】

医療機関が50回以上/日のまとまった規模の接種を行った場合は、10万円/日(定額)を交付。(①とは重複しない)

集団接種

都道府県が実施する大規模接種会場の設置等に必要となる費用を補助

<概要>

○都道府県がワクチン接種を実施するために設置する大規模接種会場に係る設備整備等の支援を実施
(使用料及び賃借料、備品購入費等)

時間外・休日のワクチン接種会場への医療従事者派遣事業

<概要>

○時間外・休日の医療機関の集団接種会場への医師・看護師等の派遣について、派遣元への財政的支援を実施

- ・医師 1人1時間当たり 7,550円
- ・看護師等 1人1時間当たり 2,760円

※地域の実情に応じて都道府県知事が必要と認める地域への派遣を対象

③「病院」における接種体制の強化 【当面継続】

特別な体制を組んで、50回以上/日の接種を週1日以上7月末まで/8・9月/10・11月に4週間以上行う場合に、上記の医療従事者派遣事業と同様の仕組みを活用し、②に加えて追加交付

R3.6.18
厚生労働省事務連絡
添付資料から抜粋

時間外・休日のワクチン接種会場への医療従事者派遣事業の申請について (群馬県ワクチン接種推進課 R3.7.21)

I 対象期間・対象医療機関	II 補助金額	III 支給までの流れ						
<p>◇令和3年4月1日～7月31日</p> <p>◆医療機関の診療時間外・休日に、群馬県内の集団接種会場に医師・看護師等を派遣した医療機関</p> <p>※医療機関の所在する地域は問わない。</p> <p>※「看護師等」には医師以外のワクチン接種を行う看護師・准看護師・歯科医師・救急救命士・臨床検査技師を含む(薬剤師や事務職員は含まない)。</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="text-align: center;">上限額</th> <th style="text-align: center;">医療機関が負担した経費</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"> <ul style="list-style-type: none"> ・医師 1人1時間当たり 7,550円 ・看護師等 1人1時間当たり 2,760円 </td> <td style="text-align: center;"> <ul style="list-style-type: none"> ・派遣された医師・看護師等の基本給や派遣手当、旅費、保険料 ・当該派遣に伴い勤務に影響を受ける職員の基本給や手当等 </td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center; background-color: #ffffcc;"> <p>比較して少ない方の額を県から支給</p> </td> </tr> </table>	上限額	医療機関が負担した経費	<ul style="list-style-type: none"> ・医師 1人1時間当たり 7,550円 ・看護師等 1人1時間当たり 2,760円 	<ul style="list-style-type: none"> ・派遣された医師・看護師等の基本給や派遣手当、旅費、保険料 ・当該派遣に伴い勤務に影響を受ける職員の基本給や手当等 	<p>比較して少ない方の額を県から支給</p>		<ol style="list-style-type: none"> ①交付申請書(別紙様式1及びその添付書類)を県に提出 (8/109) ②県から交付決定の通知 ③実績報告書(別紙様式4及びその添付書類)を県に提出 (提出期限は別途御案内します) ④県から支給額を通知・支給 (10月頃を予定)
上限額	医療機関が負担した経費							
<ul style="list-style-type: none"> ・医師 1人1時間当たり 7,550円 ・看護師等 1人1時間当たり 2,760円 	<ul style="list-style-type: none"> ・派遣された医師・看護師等の基本給や派遣手当、旅費、保険料 ・当該派遣に伴い勤務に影響を受ける職員の基本給や手当等 							
<p>比較して少ない方の額を県から支給</p>								

提出先: 【郵送】〒371-8570 前橋市大手町1-1-1群馬県庁14階ワクチン接種推進課接種調整係あて / 【メール】 corona-vaccine@pref.gunma.lg.jp
 問合せ先: corona-vaccine@pref.gunma.lg.jpあて(件名を、【派遣補助質疑】(〇〇医療機関名)としてください。)